様式5

業務に関する確認書

　年　 月　 日

中央共同募金会　殿

応募団体の名称

代表者の氏名 　　　　　　　　　印

当団体は、実行団体としての助成の応募を行うに際し、中央共同募金会が行う助成対象事業に関して、下記のとおり確認します。

記

1. 実行団体に選定された後の当団体の役員の構成が、以下の要件に該当し、

助成対象事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

（１）　各理事について、当該理事及びその配偶者又は３親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の３分の１を超えないこと（監事についても同様)。

（２）　他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の３分の１を超えないこと(監事についても同様)。

1. 当団体は、実行団体に選定された後において、社会的信用を維持する上で

ふさわしくない業務、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある

業務は行わないこと。

1. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指導等の年月日 | 指導等の内容 | 団体における措置状況 |
|  |  |  |

※１　応募の日の属する事業年度に、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとして行政機関から受けた指導、命令等（書面によるものに限る。）に対する措置状況を記載してください。また、当該事業年度以前に受けたものでまだ改善がなされていないものも記載してください。

※２　該当がない場合には、「該当なし」と記載してください。

※記入上の注意点

実行団体に選定された後に、上記確認事項に反する事実が判明した場合には、虚偽の応募があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。また、上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

※記入上の注意点

指定活用団体に指定された後に、上記確認事項に反する事実が判明した場合には、虚偽の指定申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。また、上記事項を法人において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

※記入上の注意点

指定活用団体に指定された後に、上記確認事項に反する事実が判明した場合には、虚偽の指定申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。また、上記事項を法人において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

※記入上の注意点

指定活用団体に指定された後に、上記確認事項に反する事実が判明した場合には、虚偽の指定申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。また、上記事項を法人において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

※記入上の注意点

指定活用団体に指定された後に、上記確認事項に反する事実が判明した場合には、虚偽の指定応募があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。また、上記事項を法人において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。